2026年11月16日

各　　位

会 社 名　　株式会社　クレスコ
代表者名　　代表取締役 社長執行役員　　冨永 宏
（コード番号：4674　東証プライム）
問合せ先　　執行役員　IR担当　　澤田 高志
（TEL　03-5769-8011）

当社の従業員ならびに当社子会社の従業員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

株式会社クレスコ(本社：東京都港区、代表取締役 社長執行役員：冨永 宏、以下当社)は、2026年11月16日開催の取締役会において、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」または「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．処分の概要

(1)	処分期日	2026年12月11日
(2)	処分する株式の種類および数	当社普通株式　28,050株
(3)	処分価額	１株につき1,960円
(4)	処分総額	54,978,000円
(5)	処分先およびその人数ならびに処分株式の数	当社の従業員　33名　16,830株 当社子会社の従業員の一部　22名　11,220株

２．処分の目的および理由

当社は、本日の取締役会において、所定の要件を充たす当社の従業員（以下、「対象従業員」といいます。）ならびに当社子会社の従業員（以下「対象子会社従業員」といい、対象従業員と併せて「対象従業員等」と総称します。）に対して、当社および当社の関係会社から成る当社企業グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）に基づき、譲渡制限付株式を付与することを決議いたしました。

本制度に基づき、対象従業員等は、当社または当社子会社から支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社が処分する普通株式を引き受けることとなります。
本制度による自己株式処分に当たっては、当社と対象従業員等との間で、①当該対象従業員等は、一定期間、割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものとします。

今回は、本制度の目的、当社の業況、対象従業員等の職責の範囲および諸般の事情を勘案し、対象従業員等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭報酬債権を合計54,978,000円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）、普通株式28,050株を付与することといたしました。また、本制度の導入目的である株主価値の共有を実現するため、対象従業員等の譲渡制限期間を約3年としております。
本自己株式処分においては、本制度に基づき、対象従業員等 55 名が当社または当社子会社から支給される本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象従業員等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記３．のとおりです。

３．本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2026年12月11日から2029年12月3日まで

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員等が譲渡制限期間中、継続して、当社の従業員の地位（対象従業員等が当社子会社の従業員である場合には当社子会社の従業員の地位。以下「本地位」といいます。）にあることを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除します。ただし、対象従業員等が定年、取締役就任、転籍、死亡による退職他、当社の取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に本地位を喪失した場合、その直後の時点をもって、本割当株式につき、制限を解除するものとします。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間中に対象者が本地位を喪失した直後の時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式を当然に無償で取得します。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理されます。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、対象従業員等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結しています。また、対象従業員等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとします。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、払込期日を含む月から、当該承認の日（以下、「組織再編等効力発生日といいます。」）を含む月までの月数を 37 で除した数に、組織再編等効力発生日において対象従業員が保有する本株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果１株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の株式について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除します。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限がされていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

４．払込金額の算定根拠およびその具体的内容

対象従業員等に対する本自己株式処分は、割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価額とするため、2026年11月13日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である1,960円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以　上